

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器・石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1 A200900198 平成21年6月2日(奈良県) 平成21年6月12日	石油ふろがま(薪兼用)	(火災) 当該製品を使用していたところ、当該製品が焼損する火災が発生した。	<p>○使用者が、当該製品の焚き口に薪を入れ、タイマーで1分程度バーナーを点火して薪に火を付けた。薪を何度か継ぎ足して40分ぐらいで湯が沸くので、沸き上がり5分位前に現場を離れて戻ってくると当該製品周辺から火が出ていた。</p> <p>○当該製品の焚き口は開いた状態であり、焚き口左側の缶体周辺が焼損して内部に消火剤が入っていた。</p> <p>○バーナー及び缶体は、下側に著しい焼損が認められた。また、缶体底部に多量のスス付着が認められた。</p> <p>○バーナー内部は、下側のコード類に著しい焼損が認められたが、熔融痕などの発火痕跡は認められなかった。</p> <p>○送油管は、電磁ポンプ側の接続面が劣化しており、バーナー接続部との締め付けが不十分な状態であったことが確認された。</p> <p>○設置場所の当該製品下方には、湿った木材や土などがあり、灯油の染み込みが認められた。</p> <p>●当該製品には、出火に至る異常は認められていないが、当該製品を長期間使用している間に、バーナーへ不十分に接続された送油管から灯油が漏れていたところへ、風呂を沸かすために燃焼室に投入した薪の火の粉が焚き口から外に出て、漏れた灯油に引火して火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品及び送油管の設置者については、特定に至らなかった。また、当該製品の取扱説明書には「まき・ゴミ等を燃やす場合は機器から離れないこと」旨、記載されている。</p>	
2 A200900305 平成21年7月6日(宮城県) 平成21年7月15日	石油ふろがま(薪兼用)	(火災) 当該製品をタイマー運転で使用中に、当該製品周辺から出火する火災が発生した。	<p>○当該製品が設置された土間で数日前から灯油臭がしており、バーナーが傾いていることを使用者は気づいていたが、そのまま使用を継続していた。</p> <p>○当該製品にバーナーを固定する2本の金具(ターンバックル)のうち、バーナーの焼却口側金具の引っ掛け部が外れて焼損していた。また、2本のターンバックルは、中央部で溶断し、バーナーが傾いていた。</p> <p>○ゴム製送油管は硬化し、灯油タンクとの接続部で亀裂が生じており、灯油タンクからふろがまに掛けて、床や壁に灯油のしみ込みが認められた。</p> <p>○バーナー取付部のパッキンにススが付着していた。</p> <p>●当該製品のバーナーが傾いていることや、使用者が当該製品周辺で灯油臭がすることに気づきながら使用を継続したため、ふろがま本体とバーナーの間に生じた隙間から炎があふれ、送油管の亀裂部から漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A200900617 平成21年4月21日(東京都) 平成21年11月4日	ガスレンジ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品下部の引出し及び内容物(キッチンペーパー等)を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者が、当該製品に組み込まれているオープンを使用中、オープン下の引出しに入れてあったキッチンペーパー等が燃えた。</p> <p>○当該製品のガスコック、配管接続部、器具栓及びオープン庫内でのガス漏れは認められなかった。</p> <p>○当該製品のバーナー及びオープン庫内を着火させたところ、正常な燃焼状態であった。</p> <p>○構造的に極めて近い当該製品の後継機種で引出し内の温度測定したところ、33℃であった。新聞紙や模造紙の発火点は、300～450℃。</p> <p>●当該製品にガス漏れ等は確認されず、燃焼も正常であり、構造的に極めて近い当該製品の後継機種の引出し内の温度は、キッチンペーパー等が自然発火する温度には至らなかったため、当該製品の熱影響以外の原因で火災に至ったものと推定される。</p>	
4	A200900700 平成21年11月13日(神奈川県) 平成21年11月27日	カセットこんろ	(火災) 当該製品のガスボンベを交換し、点火したところ、炎が上がり周辺を焼損した。	<p>○容器カバー内側部、特にボンベ接続部付近の焼損が著しく、器具栓つまみは溶解していた。</p> <p>○ガバナ部、バーナー部に焼損はほとんど確認されなかった。</p> <p>○当該製品には、ボンベ誤装着防止装置は搭載されていないため、当該製品のボンベ受けガイド(凸部)とボンベの切り欠き(凹部)を一致させなくても強い力で着脱レバーを操作するとボンベを装着させることが可能であった。</p> <p>○ボンベを交換する前に約5～6分使用した際には、事故は発生しなかった。</p> <p>○ボンベを交換した後に事故が発生した。</p> <p>●当該製品に正しくボンベが装着されていないためにガス漏れが生じ、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「ボンベ受けガイド(凸部)とボンベ切り欠き(凹部)とを必ず合わせる」旨及び「取り付けが正常でない場合、ガスが漏れることがあるので確認する」旨記載されている。</p>	
5	A200900779 平成21年5月19日(茨城県) 平成21年12月21日	石油ふろがま用バーナー	(火災) 浴槽に水を張り、当該製品で風呂を焚いたところ、何らかの原因により浴槽の水が抜けて空焚きとなり発煙し、当該製品及び周辺を焼損した。	<p>○当該製品の外観に焼損は認められなかったが、変色が生じていた。</p> <p>○使用者は、浴槽に水を張りすぎたので、排水栓を抜いて水位を調整し、排水栓を閉めて当該製品の運転を開始した後、浴室内に煙が充満していた。</p> <p>○当該製品は、空焚き防止装置が搭載されていない製品である。</p> <p>○消火後浴槽には水は残っていなかった。</p> <p>●当該製品は空焚き防止装置が搭載されていない製品であり、使用者の浴槽の排水栓の閉め方が不完全であったため水が抜け、その状態のまま、当該製品を運転したため空焚き状態となり、火災に至ったものと推定される。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A200900856 平成21年12月27日(神奈川県) 平成22年1月7日	ガス衣類乾燥機 (都市ガス用)	(火災) 当該製品から発煙し、当該製品が焼損し、周辺が汚損した。	<p>○当該製品は、最近途中で運転が停止する故障状態であったが、使用者は、安全装置が作動したものと判断し、1時間程度待ち、安全装置が解除され使用できるようになってから使用していた。</p> <p>○当該製品には給気フィルターが装着されておらず、内部にホコリが堆積しており、表面に焦げた跡が認められた。</p> <p>○モーター、電源スイッチの接続部、コントローラー部品実装面の部品等に発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○温風経路の内側に著しい変色はなく、ススの付着は外側のみであった。</p> <p>○当該製品にガス漏れは認められなかった。</p> <p>○当該製品の燃焼部に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品にガス漏れや内部発火の痕跡等の異常が認められなかったため、使用者が給気フィルターを取り付けるのを忘れて長期間使用していたこと、及び安全装置(保安サーモ)が作動していたが修理せずに使用を継続したために、内部にホコリが堆積し、給気不足によって再点火時のバーナーへの着火が不着火となり、未燃ガスが機器内に滞留して、ガスや堆積したホコリに引火し、火災に至ったものと推定される。</p>	
7	A200900897 平成22年1月13日(北海道) 平成22年1月20日	石油温風暖房機 (密閉式)	(火災) 当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	<p>○当該製品の排気筒は、工事説明書よりも長い配管と曲がり数で組み付けられていた。また、一部が下り勾配で設置されていた。</p> <p>○燃焼室及び排気経路には、多量の油分を含んだススと水分が認められた。</p> <p>○燃焼室と架台の間にあるダクトパッキンは、千切れており、切断箇所から炎が溢れた痕跡が認められた。</p> <p>○燃焼室の点火ヒーター取付部には、燃焼が燻り続けていたと認められる油煙の付着が認められた。</p> <p>●当該製品は、排気筒の施工不良により排気不良となって不完全燃焼が生じ、燃焼室内に多量のススや未燃灯油が溜まり、使用中の炎などで未燃灯油に着火して残火が生じて燻り続けている内に爆発燃焼が発生し、火災に至ったものと推定される。</p>	
8	A200900909 平成22年1月8日(東京都) 平成22年1月22日	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名) 火災が発生し、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	<p>○当該製品を使用中に灯油がなくなり、使用者は消火して給油を行ったが、ポリタンクの灯油が少なかつたため、カートリッジタンクを取り外し、ポリタンクの灯油を直接当該製品下部の油受皿に注いでいたところ火災が発生した。</p> <p>○当該製品は全体が焼損し、カートリッジタンク収納部が著しく焼損していたが、カートリッジタンクに焼損は認められなかった。</p> <p>○芯調節レバーは、消火位置側になっていたが、完全ではなく、芯は完全に下がっていなかった。</p> <p>なお、芯にタールは付着していなかった。</p> <p>●当該製品の燃焼筒の火が完全に消火されていない状態で、使用者がポリタンクの灯油を直接本体に給油したため、灯油がこぼれて燃焼筒の火が着火し、火災に至ったものと推定される。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A200900930 平成22年1月18日(富山県) 平成22年1月27日	石油給湯機	(火災) プレーカーが落ちたため確認すると、当該製品付近から出火しており、当該製品及び周辺が焼損した。	<p>○当該製品は、5～6年前から「ボン」という音と共に前面パネルが外れることがあり、排気筒からススが出ていたが、使用者は修理をせずに使用を継続していた。</p> <p>○当該製品のバーナーノズルは、内部に異物が付着しており、灯油の噴霧が均一ではなかった。また、当該製品にはオイルフィルターが取り付けられておらず、灯油タンクやフィルターケース内に錆などの異物が付着していた。</p> <p>○燃烧室底部の耐火材やバーナー口パッキンに灯油がしみ込んでおり、しみ込んだ灯油が燃烧した痕跡が認められた。</p> <p>○当該製品の排気経路に多量のススの付着が認められた。</p> <p>●当該製品のオイルフィルターが取り付けられていなかったため、バーナーノズルに異物が入り込んで灯油の噴霧不良が生じ、着火不良により燃烧時に異常音などが発生していたが、使用者はその不具合を認識しながら修理せずに使用を継続したため、着火不良の繰り返しにより燃烧室底部に溜まった未燃灯油が気化して引火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品にオイルフィルターが取り付けられていなかった理由は、修理・点検履歴がないため、特定できなかった。また、取扱説明書には、「オイルフィルターは、1か月に1回以上清掃する」、「万一故障したり、調子の悪いときは、販売店に連絡する」旨、記載されていた。</p>	・使用期間: 約30年
10	A200900945 平成21年11月15日(北海道) 平成22年1月29日	石油給湯機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の排気口の上にある煙突及び天井が焼損した。	<p>○使用者が、賃貸マンションの脱衣所に約20年間設置されていた当該製品を使用中、当該製品の排気口より上部に向かって天井を貫通していた排気筒及び天井を焦がす火災が発生した。</p> <p>○排気筒には、高温の排気熱による過熱痕が認められ、内部にタールの固まりが認められた。</p> <p>○当該製品の排気口内部、熱交換器の煙管及び上部にある消音室には、多量のスス付着が認められた。</p> <p>○送風機の空気吸い込み口には、多量のホコリ付着が認められ、送風経路にも、スス付着が認められた。</p> <p>○当該製品の他の部品には、出火に至る異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、長期使用によって本体内の排気口付近から排気が漏れて給気したことで燃焼不良となってススが生じ、熱交換器にススが付着して高温の排気が排気筒に流れて過熱され、周囲の天井を焼損したものと推定される。</p>	・使用期間: 不明(製造年から約20年使用と推定)
11	A200900996 平成22年2月1日(青森県) 平成22年2月10日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災、軽傷2名) 当該製品を使用中、火災が発生した。2名が負傷した。	<p>○使用者が、当該製品の調理油過熱防止装置付バーナーで天ぷらを調理した後、鍋を隣の調理油過熱防止装置の無いバーナー上に移し、空いたバーナーで味噌汁を加熱してそのまま放置していたところ、火災が発生した。</p> <p>○当該製品から出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、調理油過熱防止の無いバーナー付近で著しい焼損が認められた。</p> <p>○点火ボタンなどの樹脂製部品は、溶融しており、使用状態が確認できなかった。</p> <p>○使用していた鍋の状態は、確認できなかった。</p> <p>●当該製品には、異常は認められないことから製品に起因しない事故と判断されるが、詳細な使用状況などが不明のため、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A200901014 平成22年1月29日(茨城県) 平成22年2月12日	石油給湯機付ふろがま	(火災) 当該製品から出火し、当該製品が焼損した。	<p>○使用者が、当該製品のスイッチを入れて約30分後に洗面所のブレーカーが作動したが、スイッチをリセットしても復旧しないため、外を確認すると当該製品が燃えていた。</p> <p>○バーナー取付部の拡散板(バーナー炎を拡散させて熱交換器を保護する部品)が逆に取り付けられて隙間が生じており、熱気漏れと見られるスス付着が認められた。</p> <p>○熱交換器上部に取り付けられているバーナーの上方には、著しい焼損が認められた。</p> <p>なお、バーナーの下方には、焼損が認められなかった。</p> <p>●当該製品は、施工業者が、バーナー取付部を適切に組み付けなかったため、隙間が生じて熱気が漏れ、周辺が過熱されて焼損し、火災に至ったものと推定される。</p>	
13	A200901021 平成22年2月8日(東京都) 平成22年2月12日	屋外式ガスふろがま(都市ガス用)	(火災) 当該製品を点火し、しばらくすると異臭がしたため確認すると、当該製品の排気部付近にあった可燃物が燃えていた。	<p>○使用者が、当該製品を点火したが、浴槽に水を入れていなかったことに気づき、水を入れていたところ異臭に気づき、屋外の当該製品を確認すると壁に立て掛けていたほうきが当該製品に倒れて、ほうきの先端が燃えていた。</p> <p>○消火後、浴槽に水を入れて当該製品を使用したが、通常どおり使用できた。</p> <p>○排気トップは、空焚きによるものとみられる熱変色が認められた。</p> <p>○熱交換器やバーナーケースには、空焚きによるものとみられる酸化銅の付着が認められた。</p> <p>○他の部品などには、出火に至る異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品には、異常が認められないことから、使用者が、浴槽に水を入れずに当該製品で追い焚きをしたため、燃焼ガスが浴槽水と熱交換できずに高温の排気ガスとなり、排気口付近にあったほうきが排気熱によって出火し、火災に至ったものと推定される。</p>	
14	A200901040 平成22年2月6日(宮城県) 平成22年2月19日	石油温風暖房機(開放式)	(火災、死亡1名) 建物が全焼し、1名が死亡する火災が発生した。現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は、1ヶ月ほど前から調子が悪かったため押し入れに片付けていたが、子供が暖を取るために当該製品を出してきて、点火したところ白煙が出て煙が充満し、当該製品付近から炎が見えた。</p> <p>○当該製品の外郭は、全体的に焼損が著しいが、内部からの出火痕跡は認められなかった。</p> <p>○燃焼部には、スス付着などの異常燃焼の痕跡は認められず、送油経路には、穴あきなどの灯油漏れの痕跡も認められなかった。</p> <p>○電源コードには、溶融痕などの出火痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部からの出火痕跡は認められず外郭の焼損が著しいことから、外部から焼損したものと推定される。</p>	
15	A200901074 平成21年12月24日(岩手県) 平成22年2月25日	石油ふろがま	(火災) 当該製品を使用中、火災が発生し、当該製品が焼損した。	<p>○当該製品内部は、焼損していなかった。</p> <p>○排気筒(煙突)は、当該製品の上蓋に差し込んだだけで固定されており容易に外れる状態であった。</p> <p>○当該製品の上蓋には、排気筒と固定するための接続口がなかった。</p> <p>○排気筒設置工事は、使用者が行ったのか、設置業者が行ったのかは特定できなかった。</p> <p>●当該製品には異常が認められず、当該製品の排気筒が正しく設置されていなかったために、何らかの荷重が排気筒に加わって傾いて外れ、隙間から使用中の排気熱などが漏れて周辺の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、接続口は、当該製品出荷時からビス留めで取り付けられている部品であるが、排気筒設置状況が不明であり、接続口が外されていた理由の特定には至らなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A200901095 平成22年2月21日(滋賀県) 平成22年3月4日	石油バーナー	(火災) 建物が全焼する火災が発生した。現場(住宅の浴室)に当該製品があった。	○事故前日、使用者が午後7時頃に当該製品のタイマーを30分間に設定して浴槽の湯を沸かし、午後9時頃に入浴して就寝していたが、その5時間後に火災が発生した。 ○当該製品の電気部品からの出火や異常燃焼などの痕跡が認められなかった。 ○炉を組み上げてあるれんがの目地に隙間があり、この隙間付近の柱の焼損が最も著しかった。 ●当該製品には、出火に至る痕跡が認められないため、長期間使用(約27年)されていた炉のれんがの目地材が劣化して目地の隙間から漏れた熱気が付近の柱を炭化させて低温着火し、火災に至ったものと推定される。	
17	A200901142 平成22年3月5日(千葉県) 平成22年3月23日	石油給湯機付ふろがま	(火災) 当該製品を使用中、外部が明るくなったため確認すると、排気口から出火しており、周辺が焼損した。	○当該製品は、約16年使用しており、1年くらい前から1回で着火しない場合があった。 ○水経路の減圧弁下方の接続部及び安全弁には、水漏れの痕跡が認められた。また、安全弁は、ダイヤフラムが破断して穴あきが認められた。 なお、当該製品周辺には、水漏れにより生じたと考えられるぬかるみがあった。 ○当該製品に繋がれていたオイルタンクは、油量ゲージのキャップが無く、底面に多量の異物や錆が認められた。また、残油には、錆を含んだ水の混入が認められた。 ○燃焼室底面には、多量の灯油が溜まっており、消音室の消音材に灯油の染み込みが認められた。 ○排気トップの底部は、多量のスス付着が認められた。 ●当該製品は、オイルタンクが長期間保管不良状態であったため、灯油に水や錆が混入し、異常燃焼や着火不良が発生して未燃灯油が生じ、排気側の消音材に灯油が染み込んで通常燃焼中に着火し、排気トップから出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
18	A200901149 平成22年3月18日(神奈川県) 平成22年3月25日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を消火後、その場を離れたところ、発煙が生じたため確認すると、当該製品から炎が上がる火災が発生していた。	○当該製品の左側の焼損が著しかった。 ○左側の汁受け部、底部、背板に油脂が燃えた跡が確認された。 ○グリル皿に魚の骨が残っていた。 ●当該製品を使用しているうちに製品内部に油脂や調理物が付着、堆積していったが、使用者は掃除せずに使用を続けたため、左バーナーの火が汁受け部に堆積していた油脂等に引火し、周辺に付着していた油脂等を伝って内部に火が燃え移り、火災に至ったものと推定される。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A201000018 平成22年3月28日(東京都) 平成22年4月6日	屋外式ガス給湯付 ふろがま(都市ガス 用)	(火災) 当該製品の排気口の前にあった 可燃物及び周辺が焼損する火 災が発生した。	○使用者が、当該製品で湯を出して洗いものをしていたところ、ベランダに設置されていた当該製品から出火し、当該製品の排気口の前の物干し竿に干されていたバスタオルが燃えて、周辺を焼損した。 ○当該製品には、ガス漏れは認められず、点火や燃焼状態に異常は認められなかった。 ○当該製品の表面、裏面とも排気口周辺に焼損痕があったが、内部に焼損は認められなかった。 ○物干しは、当該製品の前面から19cm、上面から17cmのところに設置されていた。 ●当該製品は、物干しの近くに設置されていたことから、排気口付近に干されていたバスタオルが、風などで煽られて排気口を断続的に塞いで排気不良となり、使用時の点火動作で不着火が生じて未燃ガスが溜まり、点火時の火花で未燃ガスが爆発着火して排気口から一時的に炎が溢れてバスタオルに引火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「火災予防のため、洗濯物等燃えやすい物を周辺に置かない、燃えやすい物とは離す(屋外設置の場合、前方60cm以上)」旨、記載されている。	
20	A201000063 平成22年4月10日(大分県) 平成22年4月21日	開放式ガス温風暖 房機(LPガス用)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する 火災が発生した。	○使用者が、当該製品のすぐ前方にあるソファーに座ったまま死亡しており、当該製品及びソファーと真横にあったベッドの一部が焼損していた。 ○当該製品と敷物が乗せられたソファーの間は、約16cmであり、ソファー前面下部には著しい焼損が認められた。また、その隙間に置いた足は、履いていたジャージが焼損していた。 ○当該製品は、温風吹出口周辺に著しい焼損が認められたが、その上部の前パネルには、スス付着や焼損の痕跡は認められなかった。 ●使用者が、当該製品を座っているソファー直近に置いたため、温風吹出口直近のジャージがソファーの可燃物が過熱されて発火して火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「可燃物は前方60cm以上離す」旨、記載されている。	
21	A201000065 平成22年4月16日(北海道) 平成22年4月21日	ガスこんろ(LPガス 用)	(火災) 当該製品のグリルで調理後、グ リルの排気部より出火し、当該製 品及び周辺が焼損した。	○使用者は、当該製品のグリルで魚を焼いた後、グリル排気口から火が出ていたので、鉄鍋をグリル排気口に被せ、布などで消火した。 ○当該製品のグリル水受け皿の中に食材かすや油脂類の炭化物が多量に堆積し、グリル庫内にススが付着していた。 ○当該製品の気密試験を実施したところ、漏れは認められなかった。 ●当該製品のグリルで調理した際、グリル庫内に付着した油脂などに引火してグリル内で燃え広がり、調理後にグリル排気口から炎が溢れ、火災に至ったものと推定される。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A201000074 平成22年4月8日(秋田県) 平成22年4月23日	石油給湯機付ふろがま	(火災) 給湯中、お湯が出なくなったため確認すると、本体操作部の電源が消えていた。その後、発煙とともに当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	<p>○当該製品は、事故発生の2、3日前からエラー表示が頻繁に出ており、事故当日もエラー表示が点滅していたため、使用者が、2～3回スイッチを入れ直したが使用できず放置していたところ、数十分後に出火した。</p> <p>○当該製品の缶体は、バーナー口上方に微細な亀裂があり、バーナー口に向かって著しいカルキの付着が認められた。</p> <p>○バーナー口は、上方の取付部が腐食して隙間があり、周辺には、熱気漏れによる過熱痕が認められた。</p> <p>○外郭の電源コードなどを通す貫通口には、著しい過熱痕があり、コードに短絡痕が認められた。</p> <p>○ゴム製送油ホースは、貫通口付近で焼損しており、焼損箇所付近には、劣化による亀裂が多数認められた。</p> <p>●当該製品は、長期間缶体から水漏れしたまま使用されていたため、下方のバーナー取付部が腐食して隙間が生じ、漏れた熱気が本体外郭を伝わって貫通口にあった電源コードが熱劣化で短絡して出火し、劣化していた送油ホースの亀裂から漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「ランプ点滅エラーの場合には販売店へ連絡すること、送油管などがひび割れたり、油もれている場合には、ただちに交換することや水漏れがないか点検する」旨、記載されている。</p>	
23	A201000108 平成22年4月20日(神奈川県) 平成22年4月30日	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷2名) 当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損し、2名が負傷した。	<p>○使用者が、給油時自動消火装置のない当該製品に給油するため、消火せずにカートリッジタンク(ワンタッチ式)を取り出して給油後、タンクを本体に戻そうとした際に蓋が開き、灯油が大量にこぼれて燃焼していた当該製品から出火した。</p> <p>○当該製品は、本体内外ともに著しい焼損が認められた。</p> <p>○当該製品のカートリッジタンク(ワンタッチ式)には、焼損は認められず、また半ロック状態にはならなかった。</p> <p>○当該製品には、異常燃焼や灯油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品には異常が認められないため、使用者が、給油時自動消火装置を搭載していない当該製品を消火せずに、カートリッジタンク(ワンタッチ式)に給油して本体に戻そうとした際に、蓋が開いて灯油が漏れ、燃焼中の当該製品にかかって引火し、火災に至ったものと推定される。</p>	
24	A201000109 平成22年4月17日(宮城県) 平成22年4月30日	石油給湯機	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、使用者が知人より譲り受けた屋内設置用のものであり、知人が建物脇に当該製品を設置して簡易的に囲い、その状態で約15年間使用されていた。</p> <p>○当該製品内部には、著しい腐食が認められ、天板内側直下の保温材に水を含んだ痕跡が認められた。</p> <p>○缶体の内管が膨らんでおり、近くのバーナー取付口が変形して、隙間から熱気漏れした痕跡が認められた。</p> <p>○電磁ポンプ接続部は、焼損が著しく、オイルフィルタの焼け落ちが認められた。</p> <p>○イグナイターは、焼損が著しく、高圧の二次側配線被覆の灰化が認められた。</p> <p>●当該製品が、屋外環境で長期間使用されているうちに、水経路の圧力安全弁が凍結などで動作不良を起こして内圧が高まり、内管が膨張・変形してバーナー取付口に隙間が生じて熱気が漏れ、周辺のオイルフィルタやイグナイターなどが熱損し、配線の短絡による火花が漏れた灯油に着火し、火災に至ったものと推定される。</p>	・使用期間:不明(製造年から20年以上と推定)

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A201000119 平成22年4月27日(千葉県) 平成22年5月7日	石油ストーブ(開放式)	火災 当該製品及び周辺が焼損する 火災が発生した。	<p>○使用者は、給油時自動消火装置を搭載していない当該製品の火を消さずに給油作業を行った後、カートリッジタンク(ワンタッチ式)を当該製品に戻そうとした際に、灯油がこぼれて当該製品付近から出火した。</p> <p>○当該製品は、灯油がたれ落ちたと推定される部位のみ焼損が認められた。</p> <p>○燃焼筒には、スス付着等の異常燃焼の痕跡は認められず、本体から灯油が漏れた痕跡も認められなかった。</p> <p>○カートリッジタンク(ワンタッチ式)の蓋は、半ロック状態にはならなかった。</p> <p>○使用者は、給油後、ワンタッチ式カートリッジタンクの蓋をしっかりと閉めたかどうかは覚えていない。</p> <p>●当該製品には異常が認められないため、使用者が、給油時自動消火装置を搭載していない当該製品を消火せずに、カートリッジタンク(ワンタッチ式)に給油して本体に戻そうとした際に、蓋が開いて灯油が漏れ、燃焼中の当該製品にかかって引火し、火災に至ったものと推定される。</p>	
26	A201000145 平成22年4月27日(千葉県) 平成22年5月17日	石油温風暖房機(開放式)	(火災) 当該製品から出火する火災が発生し、建物が全焼した。	<p>○使用者は、当該製品を消火せずにカートリッジタンクに給油し、当該製品斜め前方からカートリッジタンクに戻そうとしたら口金が外れ、灯油が当該製品とその前方にこぼれた。</p> <p>○当該製品のカートリッジタンクは、全体に焼損して樹脂部分は焼失していたが、口金の金属部に変形などの異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品のカートリッジタンクは、口金を上から押して閉めるもので、口金が閉まったことが「カチッ」音で確認できるものであった。</p> <p>○当該製品の燃焼室・バーナーにススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>●使用者が当該製品を消火せずに給油を行い、当該製品のカートリッジタンクの口金を完全に閉めなかったため、当該製品にセットする際、口金が外れてこぼれた灯油が当該製品にかかって引火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書及びカートリッジタンクには、「カチッと音がするまで口金外側を押す。軽く引き上げて外れないことを確認する。口金を下にして油漏れがないことを確かめる。」旨、記載されている。</p>	
27	A201000151 平成22年5月6日(千葉県) 平成22年5月18日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 建物が全焼する火災が発生し、現場(台所付近)に当該製品があった。	<p>○出火当時、使用者は外出中で家人は不在であった。</p> <p>○器具栓のシャフト位置から右側標準バーナーが点火位置であった。</p> <p>○当該製品は全体に焼損が著しかった。</p> <p>●使用者が当該製品のこんろを点火後、消火しないで外出したため、周囲の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A201000165 平成22年5月14日(東京都) 平成22年5月21日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品のグリルで調理中、その場を離れたところ出火し、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は、当該製品のグリルに魚を入れて点火し、グリルタイマーで自動消火すると思い、その場を離れて外出していた。</p> <p>○当該製品は、グリル庫内にススが多量に付着し、グリル皿及び焼き網に炭化物が付着していた。</p> <p>○グリル庫内を除く各部には焼損がなく、ガス通路に気密性は認められた。また、事故後も当該製品のこんろ及びグリルは使用可能であった。</p> <p>○グリルタイマー及びグリル過熱防止装置は、正常に作動することを確認した。</p> <p>●当該製品には、ガス漏れがなく、安全装置も正常に作動することから、グリル庫内の調理物又は付着していた油が過熱して発火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「火をつけたまま離れたり外出しない」旨、記載されている。</p>	
29	A201000205 平成22年1月13日(大分県) 平成22年6月10日	石油ストーブ(開放式)	(死亡1名、火災) 建物が全焼し、1名が死亡する火災が発生した。現場に当該製品があった。	<p>○火災時の落下物により当該製品の一部分は変形していたが、燃料タンク部分に腐食等の穴あきは認められなかった。</p> <p>○燃焼筒にはススの付着がなく、不完全燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○芯は消火位置であった。</p> <p>●当該製品に出火に至る異常は認められなかったことから、出火元を含め事故原因は不明であるが、当該製品からの出火ではないと推定される。</p>	
30	A201000262 平成22年6月19日(新潟県) 平成22年6月29日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 異臭がしたため当該製品を調べていたところ、当該製品後方より出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	<p>○使用者が、帰宅した際にガス臭がしたので、原因を調べようと当該製品の点火ボタンを押したところ当該製品の後方で出火し、壁が焦げた。</p> <p>○当該製品背面のガス接続口と近くの2口ガス栓との間で焼損が著しく、ガスホースが焼失していた。</p> <p>○本体外郭の背面には、ガス接続口より左15cmのところを中心に左右斜め上方に向かって焼損の痕跡が認められた。</p> <p>○焼損部の本体内部側は、過熱変色があるが、焼損の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品には、ガス漏れが認められなかった。</p> <p>●当該製品は、内部に出火の痕跡が認められないことから、当該製品に接続していたガスホースから何らかの要因で漏れたガスに、当該製品点火時の火花などが引火し、火災に至ったものと推定されるが、ガスホースは焼失しており、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
31	A201000263 平成22年6月19日(熊本県) 平成22年6月29日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の後方右奥から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	<p>○当該製品の左側こんろを使用中に当該製品の後方右奥から炎が立ち上がった。</p> <p>○当該製品は右後面の下側を中心に焼けが認められ、当該製品の背面に設置されていたガスホースが焼損していた。</p> <p>○各バーナーに点火した状態で当該製品のガス通路部にガス漏れは認められなかった。</p> <p>○各バーナーの燃焼状態に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品に接続されたガスホースから何らかの理由によりガスが漏れ、当該製品のこんろの火が引火し、火災に至ったものと推定されるが、ガスホースの取付状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
32 A201000264 平成21年11月9日(長崎県) 平成22年6月29日	石油ふろがま(薪兼用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、事故当日わらを使って作業を行っており、当該製品の周囲にわらが散在していた。 ○当該製品の灰出し口の蓋が外れたまま使用されていた。 ○当該製品には他社製バーナーが取り付けられていたが、バーナーノズルの状態は良好であり、燃焼不良等の異常の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の周辺にわらを放置した状態で当該製品に点火したため、灰出し口付近のわらが出火し、火災に至ったものと推定される。	・A200900703(石油ふろがま用バーナー)、 A200900846(石油ふろがま(薪兼用))と同一事故
33 A201000322 平成22年7月10日(神奈川県) 平成22年7月16日	密閉式ガス給湯付ふろがま(LPガス用)	(火災) 当該製品の点火操作を何度か繰り返したところ、異音が生じ、当該製品の外装が一部膨らんだ。	○当該製品内部の配線や部品に焼損はなく、熱交換器に詰まりは認められなかった。 ○点火ハンドル操作では、異常は認められなかった。 ○点火や火移り試験では、当該製品は正常に着火した。 ○冠水の痕跡は、認められなかった。 ○事故当時、使用者は器具栓つまみを「たね火」の位置で約1分間押し続けてから点火ハンドルを何度も回していた。 ●当該製品には異常が認められないことから、使用者が、器具栓つまみを「たね火」の位置で約1分間押し続けたため、未燃ガスが当該製品内部に溜まり、ガスが充満した状態で点火ハンドルを回して引火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「器具栓つまみをたね火の位置で15秒以上押さないこと、種火に点火しないときは、5分以上待ってから再点火する」旨、記載されている。	
34 A201000330 平成22年7月7日(静岡県) 平成22年7月20日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該機器の調理油過熱防止機能の付いていない側のこんろで揚げ物を調理後、片付けのために油の凝固剤を鍋に投入し、点火したままその場を離れたところ、鍋内から出火する火災が発生し、周辺が焼損した。	○調理油過熱防止装置の無い右側こんろを使用していた。 ○油を処理するため、鍋に廃油凝固剤を入れて点火し、その場を離れていた。 ○当該製品にガス漏洩はなく、燃焼状態は正常で、使用は可能であった。 ●当該製品には、異常が認められないことから、使用者が、調理油過熱防止装置が無い右側こんろで、廃油凝固剤を入れた鍋を加熱したままその場を離れていたため油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま移動しない」旨、記載されている。	
35 A201000343 平成22年7月16日(佐賀県) 平成22年7月23日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○使用者がガス栓を開いた後、当該製品に点火して湯を沸かしていたところ、ガス漏れ警報機が鳴り出したが、そのまま湯を沸かしていたところ、当該製品背面から炎が上がっていた。 ○当該製品は、ゴム管口を含め各部にガス漏れはなく、器具栓等の機能に異常は認められなかった。 ○当該製品は、ゴム管口周辺の機器背面外かくの外表面が熱変色して焼損が著しかった。 ○当該製品及びガス栓のゴム管口には、十分に差し込まれた状態のガスホースがあったが、ガスホースの中間部分は焼失していた。 ●当該製品に接続されたガスホースから何らかの理由でガスが漏れ、当該製品のこんろの火が引火し、火災に至ったものと推定されるが、ガスホースの中間部分が焼失していることから、事故原因の特定には至らなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
36	A201000344 平成22年7月15日(群馬県) 平成22年7月23日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。	<p>○使用者が、当該製品の右バーナーでお湯を沸かそうとして、点火ボタンを押して1分しないうちに右バーナーの下から炎が見えたので、急いでガス栓を閉めて濡れタオルで消火した。</p> <p>○トップレートは、右バーナーの一次空気取入口の直上に、直径約10cmの円形状過熱痕が認められた。また、一次空気取入口近くにあった点火ボタンなどの樹脂部品が焼損していた。</p> <p>○右バーナーのバーナーキャップには、50%以上の炎孔詰まりとバーナー内部に炭化したゴミが認められ、以前より点火操作を2、3回しないと点火しないことがあった。</p> <p>○当該製品の他の箇所には、ガス漏れは認められなかった。</p> <p>●当該製品は、バーナー孔が吹きこぼれなどで目詰まりとなり、未燃ガスが逆流して一次空気取入口より漏れ出しバーナーの炎が引火し、火災に至ったものと推定される。</p>	
37	A201000348 平成22年7月14日(茨城県) 平成22年7月23日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、周辺を破損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<p>○使用者が、左側こんろで乾麺を30分ほど茹でていたときに、爆発が起きて火傷を負った。</p> <p>○当該製品は、左器具栓からガス漏れが認められた。</p> <p>○ガス連結管の接合部には、シール用のリングが取り付けられていなかった。</p> <p>○当該製品は、事故5日前に左側こんろが修理されており、左器具栓のガス連結管が一旦取り外されていた。</p> <p>●当該製品は、左側こんろを修理した際に、ガス供給業者がガス連結管のリングを付け忘れ、修理後にガス漏れ検査を実施しなかったため、使用時に接続部からガスが漏れ出し、引火爆発により、ガス連結管が外れて火災に至ったものと推定される。</p>	
38	A201000420 平成22年8月7日(静岡県) 平成22年8月19日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 建物が全焼する火災が発生した。	<p>○使用者は、外出する20分ほど前に当該製品の調理油過熱防止装置が無い右側こんろで揚げ物調理を行った後、外出したが、火を消したかどうかは覚えていなかった。</p> <p>○事故現場は、当該製品周辺の焼けが強く、黒く焦げた天ぷら鍋が確認された。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、樹脂製操作ボタンは全て焼損していた。</p> <p>●使用者が、当該製品の調理油過熱防止装置が無い右側こんろで揚げ物調理を行い、火を消し忘れたまま外出したため油が過熱して出火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「火をつけたままの外出禁止や揚げ物調理をする場合は、必ず調理油過熱防止装置側のこんろを使用する」旨、記載されている。</p>	
39	A201000421 平成22年7月26日(千葉県) 平成22年8月19日	ガスこんろ(LPガス用)	(軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<p>○台所に設置されていた当該製品周辺で火災が発生し、当該製品周辺を焼損した。</p> <p>○当該製品は、事故時は使用されていなかった。</p> <p>○当該製品は全体が焼損していたが、内部にガス漏れの痕跡はなく、器具栓は消火位置になっていた。</p> <p>○ゴム管は確実に差し込まれ、ゴム管止めが装着されていた。</p> <p>○当該製品の周辺には、焼損したゴミが散らかっていた。</p> <p>●当該製品は、使用されておらず、出火の痕跡が認められないため、当該製品周辺の可燃物に何らかの火が着火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品周辺の焼損が著しいため、出火元の特定には至らなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A201000422 平成22年8月8日(愛知県) 平成22年8月19日	屋外式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○屋外に設置されていた当該製品周辺が焼損し、当該製品と床に置いていた段ボールが焼損した。なお、火災時に当該製品は、使用されていなかった。</p> <p>○当該製品は、下面に焼損が認められ、下面から引き出されている電源コードに断線や焼損が認められた。</p> <p>○当該製品内部には、発火の痕跡が無く、ガス配管にガス漏れが認められなかった。</p> <p>○焼損した段ボール付近の床には、たばこの吸い殻が落ちていた。</p> <p>●当該製品には、出火の痕跡が認められないことから、当該製品の下方にあった段ボールからの延焼により火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、段ボールが出火した原因の特定には至らなかった。</p>	
41	A201000442 平成22年8月14日(栃木県) 平成22年8月25日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災、軽傷3名) 当該製品を使用中、漏れていたとみられるガスに引火し、爆発する火災が発生し、1名が火傷を負い、2名が煙を吸った。当該製品が焼損した。	<p>○当該製品本体の左右にある前脚2本が、それぞれ内側に曲がっており、グリル下部の金属製配管中央部と左右の後脚の3箇所がガス台に接触して当該製品を支えていた。</p> <p>○配管中央部は、腐食が進行して一部に穴が開いており、機密性が無い状態であった。</p> <p>○ガス台には、配管中央部に当たるところで赤っぽい腐敗の痕跡が認められた。</p> <p>●当該製品は、ガス配管が汚損していたガス台に接する状態で設置されていたため、配管が腐食して穴が開き、使用時にガスが漏れて、バーナーの炎が引火し、爆発に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品の前脚が曲がっていた原因は、使用状況が不明なため、特定に至らなかった。</p>	
42	A201000443 平成22年8月18日(香川県) 平成22年8月25日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<p>○事故当日、当該製品に接続されたガスホースの屈曲部に生じた亀裂からガス漏れして引火したため、使用者はガス販売事業者へ修理を依頼した。</p> <p>○ガス販売事業者はガスホースの焼損部を切断して接続し直そうとしたが、ガス栓に届かなくなったため、二口ガス栓の当初接続されていたガス栓に応急処置として紙テープを巻き、他の一口のガス栓にガスホースを接続した。</p> <p>○応急処置後、食事の支度に来ているホームヘルパーが、ガス栓が変更になっていることを知らずに紙テープが巻かれた未接続のガス栓を開いた際、ガス漏れ音を聞いたが、そのまま使用を続けていた。</p> <p>○当該製品に焼損は認められず、点火は正常であった。</p> <p>○ガスホースから当該製品の炎口までのガス経路においてガス漏れは認められなかった。</p> <p>●当該製品に接続されたガス栓が変更になっていることを知らずに、ホームヘルパーが紙テープを巻いた未接続のガス栓を開放したため、紙テープの隙間からガスが漏れ、当該製品点火時のスパークにより引火し、火災に至ったものと推定される。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
43	A2010000456 平成22年8月18日(長野県) 平成22年8月27日	ガスこんろ(都市ガス用)	(CO中毒軽症7名) 公民館施設において当該製品を調理中に使用していたところ、5台中3台が不完全燃焼となり、7名がCO中毒の疑いで病院に搬送された。室内の換気扇は動いていたが、エアコンを使用中で、窓等は全て締め切られていた。	○使用者は、公民館内の料理教室において、直径45cmのなべを当該製品の2口こんろに跨るようにのせて使用していた。 ○当該製品に直径45cmのなべをのせて一酸化炭素濃度を測定したところ、0.10%であったが、直径25cmのなべの場合の一酸化炭素濃度は0.00%であった。 ○当該製品を使用していた部屋の換気扇の作動状況は確認できなかった。 ○事故発生後も、当該製品は正常に使用可能であった。 ●当該製品には異常が認められないことから、使用者が、当該製品に大きな鍋をのせて使用したため、当該製品が給気不足となって一酸化炭素が発生し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、コンロを覆うように使用しない、左コンロは直径30cm以上、右コンロは直径28cm以上のなべは使用しない旨、表記されている。	
44	A201000502 平成22年7月30日(山形県) 平成22年9月9日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災、軽傷2名) 調理油過熱防止機能の付いていない当該製品で揚げ物を調理中、その場を離れ戻ったところ、鍋から出火する火災が発生しており、消火の際、1名が火傷、1名はこぼれた油で足を滑らせ転倒し、負傷した。	○使用者は、調理油過熱防止装置の付いていない当該製品で揚げ物調理中に、その場を離れていた。 ○当該製品には、異常や焼損が認められず、現在も使用されている。 ●当該製品には、異常は認められないため、使用者が、調理油過熱防止装置の付いていない当該製品で揚げ物調理中に、その場を離れていた間に鍋の油が過熱されて出火し、火災に至ったものと推定される。	
45	A201000539 平成22年9月9日(長崎県) 平成22年9月24日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○使用者は、揚げ物調理のため当該製品のこんろに点火したつもりであったが、こんろに点火していないのに気づき、再度こんろを点火して揚げ物調理をしていたところ、当該製品のグリル排気口から煙と炎が上がった。 ○グリル庫内壁面には炭化物が付着しており、油脂などが燃焼した痕跡が認められた。 ○当該製品は、内部配線の一部の絶縁被覆等が焼損しており点火不能であったが、各部にガス漏れは認められなかった。 ●当該製品で揚げ物調理する際、使用者が誤ってグリルの点火スイッチを操作したため、グリルが空焚き状態となって過熱し、グリル庫内に付着していた油脂などが出火し、火災に至ったものと推定される。	
46	A201000572 平成22年9月24日(香川県) 平成22年10月5日	ガス炊飯器(LPガス用)	(火災) 当該製品をLPガスのボンベに接続して使用中、ボンベが空になったため、当該製品を屋外に持ち出し、別のボンベに交換して使用したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、屋外に設置されたガスボンベに当該製品のガスホースを接続し、ガスホースを当該製品に1周巻き付けて、ガスボンベの横に当該製品を置いて炊飯していた。 ○当該製品は、内部より外側の焼けが著しく、内部は樹脂部品とリード線のコード被覆が焼失していたが、コード芯線に熔融痕は認められなかった。 ○当該製品のホースエンド部には、ホースバンドで付けられたガスホース約2cmが炭化しているのが確認できたが、ガスホースのその他の部分は焼失していた。 ○当該製品の同等品を用いて、同等品の外周部にガスホースを1周巻き付けて炊飯したところ、ガスホースに焼損などは認められず、ガスホースからガスが漏れることはなかった。 ●当該製品は外側の焼損が著しく、当該製品の内部に出火の痕跡は認められないことから、ガスホースの接続部などから漏れたガスに当該製品の火が引火し、火災に至ったものと推定されるが、ガスホースの接続状況の詳細が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
47	A201000591 平成22年10月7日(熊本県) 平成22年10月18日	屋外式ガスふろが ま(LPガス用)	(火災) 当該製品に点火し風呂を沸かし ていたところ、周辺を焼損する火 災が発生した。	○当該製品のガス通路を開閉する安全バルブの弁ゴムやスプリング等が修理業者によって 取り外されていたため、空焚き防止装置が作動してもガス通路を閉止できない状態になっ ていた。 ○内部配線は正常に取り付けられており、配線に焼損は認められなかった。 ○熱交換器は熱変色が見られるが、ススの付着は認められなかった。 ●使用者が、浴槽の水が抜けていることに気づかず点火したため、当該製品が空焚きと なったが、当該製品のガス通路を開閉する安全バルブが修理業者によって改造されてい たため、空焚き防止装置が正常に機能せず、空焚き状態が継続したことにより、火災に至 ったものと推定される。	
48	A201000627 平成22年10月25日(新潟県) 平成22年11月2日	石油ストーブ(開放 式)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、異音がした ため確認すると、当該製品から 出火する火災が発生していた。 同火災により建物が2棟全半 焼、1名が火傷を負った。	○使用者が、燃烧筒を外して紙に火をつけて点火、紙を芯案内筒の上に置いて燃烧筒を被 せて使用し、当該製品の前でTVを見ていた時に、ボンという音がして置台に油が流れ出 て下部周囲が燃えていた。 ○当該製品は、全体的に著しい焼損が認められた。 ○芯は、消火位置まで下がっていた。 ○燃烧筒には、スス付着が無く、異常燃烧の痕跡が認められなかった。 ○カートリッジタンクは、タンク内に収められていたが、樹脂やゴム部品は焼失していた。ま た、固定タンクには、油漏れの痕跡は認められなかった。 ●当該製品には、出火に至る痕跡が認められず、製品に起因しない事故と考えられるが、詳 細な使用状況などが不明のため、事故原因の特定には至らなかった。	
49	A201000666 平成22年10月20日(北海道) 平成22年11月12日	石油ストーブ(開放 式)	(火災、軽傷1名) 当該製品に点火したところ、当該 製品から出火する火災が発生 し、当該製品及び周辺が焼損、1 名が負傷した。	○使用者が、部屋を暖めようとして当該製品を点火したところ、当該製品から炎が出たので、 慌てて近くにあった敷布団をかぶせたため、燃え広がり火災になった。 ○当該製品は、本体の内部及び外部共に焼損が著しかった。 ○芯調節レバーは、通常燃烧の位置にあった。 ○固定タンクには、亀裂などの灯油漏れの痕跡は認められず、燃烧筒には、ススの付着など の異常燃烧の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクは、本体にセットされた状態であった。 ●当該製品は、異常燃烧や灯油漏れなどの異常が認められないため、製品に起因しない事 故と判断される。なお、事故当時の詳細な使用状況が不明であり、出火元の特定に至らな かった。	
50	A201000667 平成22年10月31日(岩手県) 平成22年11月12日	石油ストーブ(開放 式)	(火災) 当該製品を使用中、異音がした ため消火操作を行ったところ、数 分後に当該製品から発煙・出火 する火災が発生し、建物が2棟 が全焼した。	○使用者が、当該製品にマッチで点火して使用中、異音がしたので芯調節つまみを消火位 置にした1～2分後に、当該製品の両脇から白煙が上がり、燃烧筒付近から炎が出たため、 やかんと鍋で水を掛けたが、火勢が増し火災になった。 ○当該製品は内外共に焼損が著しかった。 ○燃烧筒には、スス付着などの異常燃烧の痕跡は認められなかった。 ○芯は、芯調節つまみにより消火位置まで下がっていることが認められた。 ○カートリッジタンクは、樹脂製油室窓やゴムパッキンが焼失していたが、本体にセットされた 状態であった。 ●当該製品は、製品内部からの発火痕跡が認められないため、製品に起因しない事故と判 断される。 なお、出火元の特定には至らなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
51	A201000671 平成22年10月19日(山形県) 平成22年11月12日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 当該製品のグリルを使用中、外出したところ、火災が発生した。	<p>○使用者はグリルを使用中に外出していた。</p> <p>○当該製品はグリル部の焼損が著しかった。</p> <p>○当該製品の周辺が焼損していたが、当該製品の周辺に出火元となるようなものは認められなかった。</p> <p>●使用者が当該製品のグリルを使用中に、消火せずに外出したため、グリルが過熱し、火災に至ったものと推定される。</p>	
52	A201000698 平成22年11月12日(北海道) 平成22年11月22日	強制排気式(FE式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	<p>○使用者が、当該製品で湯を出そうとしたが湯が出ないので、ガスが来ているかを確認するため台所で機器が繋がっていない2口ヒューズ付ガス栓の一方を開けたが、ガス臭がしないのでガス栓の開閉を繰り返していたところ、ガス爆発が起こった。</p> <p>○当該製品は、事故のあった台所と離れた屋内に設置されていた。</p> <p>○当該製品の外郭は、全体的に焼損が認められたが、内部には焼損が認められなかった。</p> <p>○電源コードは、本体外部の箇所では、ほとんどが焼損していたが、本体内部の箇所では、焼損が認められなかった。</p> <p>○当該製品には、ガス漏れや排気漏れなどの異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、内部から出火の痕跡が認められないため、使用者が、ガスが来ているかの確認のためガス栓を開放した状態であったため、何らかの発火源にガスが引火し、火災に至ったものと推定される。</p>	
53	A201000716 平成22年11月19日(長崎県) 平成22年11月26日	開放式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	(火災) 当該製品を使用後、その場を離れたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は事故の3日前に、それまで使用していた湯沸器を取り外して設置業者が設置したものであった。</p> <p>○当該製品のガス接続口付近の焼損が著しく、当該製品の</p> <p>○当該製品のガス接続口のねじ山のスス付着状況から、ガス接続口に接続された強化ガスホースの継手金具は締め込みが不足しており、継手金具は手で回して容易に外すことができる状態であった。</p> <p>○ガス漏洩検査の結果、当該製品のガス接続口に接続された強化ガスホースの継手金具接続部からガス漏れが認められた。</p> <p>●当該製品のガス接続口に接続された強化ガスホースの継手金具が適切に締め付けられていなかったため、当該製品のガス接続口と強化ガスホースの継手金具の間からガスが漏れて引火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「接続するときはスパナを掛けて締め付ける」、「設置工事後の点検項目として、ガス漏れがないか確認する」旨、記載されている。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
54	A201000782 平成22年12月8日(東京都) 平成22年12月20日	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名) 使用者は、当該製品を消火せずにカートリッジタンクを取り外して給油を行い、カートリッジタンクを当該製品に戻す際、いつものように当該製品の上で口金を緩めて本体に入れようとしたところ、油がこぼれ、当該製品から出火する火災が発生した。当該製品及び周辺が焼損し、1名が負傷した。	○当該製品は焼損していたが確認できた部品に異常は認められなかった。 ○カートリッジタンク本体に焼損は認められないが、給油口口金は固定タンクの油受け皿の中で固着していた。 ○使用者によって給油時自動消火装置が改造されており、給油時自動消火装置が働かない状態であった。 ●使用者が当該製品の給油時自動消火装置が働かないように改造しており、当該製品を消火せずに給油し、カートリッジタンクのねじ式口金を緩めて本体に戻そうとしたため、カートリッジタンクの口金が外れて当該製品に灯油がかり火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「給油口口金は、確実に締めて下さい。給油口口金を下にして、油漏れがないことを確かめてから、カートリッジタンクをタンク室に正しくセットする。」旨、記載されている。	
55	A201000786 平成22年12月8日(神奈川県) 平成22年12月21日	石油ストーブ(開放式)	(重症1名、火災) 建物が1棟全焼、5棟が類焼し、1名が負傷する火災が発生した。現場に当該製品があった。	○使用者は、当該製品を消火し、給油後カートリッジタンクを本体に戻し、入浴後戻ったら炎が天井近くまで上がっていた。 ○当該製品の芯調節つまみの軸は燃焼位置で、芯は上がった状態であった。 ○当該製品の燃焼筒の左側のみにススが偏って付着し、また、天板裏にはススが付着していた。 ○当該製品のカートリッジタンクは本体に収納されていた。 ○当該製品の背面から30cm後方の窓の前にはカーテンがあった。 ●当該製品の燃焼筒がずれた状態となっていたため異常燃焼となり、当該製品の背面のカーテンに着火し、火災に至ったものと推定される。	
56	A201000839 平成23年1月5日(北海道) 平成23年1月14日	石油温風暖房機(開放式)	(火災) 当該製品の温風吹き出し口の前方約50cmに可燃物(凍結した剥離剤が入ったポリ容器)を置いて、当該製品を燃焼運転にしたまま、その場を離れていたが、異常に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の50cm前方に置いてあったポリ容器には穴が開いており、中にあった石油類の剥離剤が無くなっていた。また、現場では当該製品に向かって下り勾配があった。 ○当該製品に繋がっていた自作のテーブルタップには、作業灯と電動工具のサンダーが繋がれて使用されており、プレーカーが2度落ちたが、その都度プレーカーを上げて使用を続けていた。 ○当該製品外郭は、全体的にスス付着を帯びた焼損が認められた。 ○燃焼器は、全体的にスス付着しているが、気化筒内部にはタールなどの付着は認められなかった。 ○給気経路は、燃焼用モーター内部のファンや燃焼器を冷却する冷却チューブ接続口にスス付着が認められた。 ○当該製品の他の部品には、異常は認められなかった。 ●当該製品の温風吹出口の前に置かれたポリ容器の穴から剥離剤が漏洩し、剥離剤が現場の傾斜で当該製品後方に滞留して何らかの要因で剥離剤に着火し、火災の燃焼熱で剥離剤の蒸発が促進されて周辺の木材及び当該製品に延焼したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「当該製品と可燃物との距離は、前方1m以上離す」旨、記載されている。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
57	A201000852 平成23年1月5日(長崎県) 平成22年1月17日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 建物が全焼する火災が発生した。現場(2階建て家屋)に当該製品があった。	○使用者は、ガスストーブと卓上ガスこんろ(一口)を使用する際、一つのLPガスボンベにそれぞれのガスホースを付け替えて使用していた。 ○当該製品を点火中に、ガスボンベにガスこんろを接続するため、ガスボンベに接続されていたガスストーブのホースを外したが、ガスボンベの開閉バルブは完全に閉まっていなかった。 ●当該製品を点火中に、使用者がガスボンベからガスストーブのホースを外した際、ガスボンベの開閉バルブを十分に締めなかったためガスが漏れて当該製品の火が引火し、火災に至ったものと推定される。	
58	A201000880 平成22年12月30日(愛媛県) 平成23年1月25日	ガスストーブ(LPガス用)	(死亡3名、火災) 建物2棟が全焼し、3名が死亡する火災が発生した。現場(家屋1階の居室)に当該製品があった。	○当該製品のバーナー部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○当該製品内部のガス経路にガス漏れの痕跡は認められなかった。 ○内部配線の被覆は焼失していたが、溶融痕は認められなかった。 ○基板は焼損し、一部の部品は落下していたが、発火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のバーナー部下方には、焼損した残骸物の堆積があり、炭化物等が認められた。 ●当該製品に出火に繋がるような異常は認められないため製品に起因しない事故と判断される。 なお、事故時の当該製品の使用状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかった。	
59	A201000909 平成23年1月17日(佐賀県) 平成23年2月1日	開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	(火災、軽傷1名) 当該製品に点火したところ、爆発が生じ、当該製品及び周辺が焼損、1名が負傷する火災が発生した。	○当該製品の外郭等にススの付着は認められたが、焼損や変形等の異常は認められなかった。 ○当該製品の各部にガス漏れは認められなかった。 ○現場建物に近接した地中のガス管に、腐食による穴開きが生じており、ガス漏れが認められた。 ●当該製品にはガス漏れ等の異常はなく、現場建物に近接した地中のガス管に腐食による穴開きが生じていたことから、ガス管の腐食穴開き部から漏洩したガスが室内に侵入し、当該製品を点火した際に引火し、爆発したものと推定される。	
60	A201000930 平成23年1月23日(島根県) 平成23年2月7日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○使用者が、台所に置いていた当該製品を点火した後、カートリッジタンクを抜いて給油をしようとしていたところ、当該製品が燃え上がっていた。 ○当該製品は、新聞紙の上に置いて使用されており、タンクは、口金キャップが締まっており、当該製品から少し離れた場所でみつかった。 ○当該製品は、全体的に焼損していた。特に、置台や固定タンクなどに著しい焼損が認められた。 ○燃焼筒受皿や置台上には、大量のマッチの擦りカスが堆積していた。 ○当該製品には、油漏れや異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品には、出火に至る異常は認められず、製品内部に多量のマッチのカスが堆積していたことから、使用者が、当該製品にマッチで点火後、マッチの火により置台下の新聞紙に引火し、火災に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況などが不明のため、事故原因の特定には至らなかった。 なお、取扱説明書には「マッチの燃えカスを機器内に落としたり、置台の上に置かない」旨、記載されている。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
61	A201000973 平成23年1月31日(埼玉県) 平成23年2月18日	石油温風暖房機 (開放式)	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたため、確認すると、当該製品周辺が焼損する火災が発生していた。	<p>○使用者が、置き台に灯油が漏れていた当該製品を使用して約5分後に、ボンという音がし、当該製品が下から炎に包み込まれていた。</p> <p>○使用者は、2日前に引っ越して来て、事故前日に給油した際に灯油が置き台の溝に溜まるくらいに滲んでいたため、当該製品の下に布製マットを敷いて使用していた。</p> <p>なお、引っ越し前には、当該製品のカートリッジタンクを抜いて空焚きをしたが、固定タンクの灯油を抜いていなかった。</p> <p>○当該製品の前面パネルは、下部から左側上方に向かって焼損の痕跡が認められた。</p> <p>○送油経路及びカートリッジタンクには、油漏れの痕跡は認められず、燃焼部の異常燃焼や電源コード、内部配線の短絡等の異常は認められなかった。</p> <p>○マットは、前面パネルの焼損部付近の一部に焦げが認められたが、本体が置かれていた箇所には、焼損は認められなかった。</p> <p>●当該製品には出火の痕跡が認められないため、漏れていた灯油に引火し、火災に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明であり、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、取扱説明書には、「油漏れがある場合は点火しない」「シーズンオフには固定タンクの油を抜く」旨、記載されている。</p>	
62	A201000978 平成23年2月8日(岩手県) 平成23年2月21日	石油ふろがま	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<p>○使用者は事故当時、当該製品から数cm離れた位置の上方1～1.5m程度の高さにロープを張り、衣類や軍手などの洗濯物を吊していた。</p> <p>○当該製品は全体的に焼損が著しいが、異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の電気部品に溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の内部に灯油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の近傍にロープを張って洗濯物を干していたため、洗濯物が当該製品の排気筒などに接触して出火し、火災に至ったものと推定される。</p>	・使用期間:不明(製造年から15年以上と推定)
63	A201000995 平成23年2月10日(新潟県) 平成23年2月24日	ガスストーブ(都市ガス用)	(死亡1名、火災) 集合住宅の1室が全焼し、1名が死亡する火災が発生した。現場に当該製品があった。	<p>○当該製品に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の上に洗濯物が干されていた。</p> <p>○使用者が、当該製品を使用中に洗濯物から出火した。</p> <p>●当該製品には、異常が認められないため、使用者が、当該製品の上に洗濯物を干したまま使用をしていたところ、洗濯物が当該製品の上に落下して過熱され、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、本体表示には、「機器の上方や周囲に洗濯物などを置かない」旨、記載されている。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
64	A201001071 平成23年2月20日(滋賀県) 平成23年3月10日	石油温風暖房機 (開放式)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する 火災が発生した。	<p>○使用者は、当該製品を消火せずにカートリッジタンクに給油し、カートリッジタンクを本体に戻す際、口金を下にしたところ、カートリッジタンクから口金が外れ、灯油がこぼれて引火した。</p> <p>○カートリッジタンクの口金(ねじ式)は、油受皿内にあった。</p> <p>○口金に変形は認められず、カートリッジタンクに口金を異常なく締めることができた。</p> <p>●当該製品を消火せずに給油し、給油後カートリッジタンクの口金を十分に締めなかったため、カートリッジタンクを当該製品に戻す際、口金が外れてこぼれた灯油が当該製品にかかり、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品のカートリッジタンクは口金を完全に閉めたかを確認できるように口金付近にラベルを貼付している。</p>	
65	A201001103 平成23年3月8日(福岡県) 平成23年3月18日	開放式ガス瞬間湯 沸器(LPガス用)	(火災) 当該製品を使用中、外出し戻っ たところ、当該製品及び周辺が 焼損する火災が発生していた。	<p>○使用者が当該製品のお湯を出したまま外出して戻ったところ、当該製品から水が漏れた状態で自然鎮火していた。</p> <p>○当該製品及び当該製品取付板は下側の焼損が著しく、下方から炙られて焼損した形跡が認められた。</p> <p>○当該製品の下方に設置されていたガス管やガス栓は、ガス管の管径変換用管継ぎ手から上方が焼損しており、ガス栓つまみの一部は熔融していた。</p> <p>なお、事故後ガス管類はガス販売事業者により取り外されていた。</p> <p>○当該製品のバーナー部に目詰まりや著しいスス付着等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品に接続されたガス管の管径変換用管継ぎ手接続部からガスが漏れて引火し、火災に至ったものと推定されるが、ガス配管類の設置状況が不明なため事故原因の特定には至らなかった。</p>	
66	A201001104 平成23年3月6日(福岡県) 平成23年3月18日	屋外式(RF式)ガス ふろがま(LPガス 用)	(火災) 当該製品を使用中、空焚きによ る火災が発生した。	<p>○使用者が浴槽に水を張って当該製品により風呂を沸かしていたが、途中で水が多いことに気付いたため、栓を外して水を抜き、再度栓をした際、嵌合が不完全であったことから、浴槽の水が抜けていた。</p> <p>○当該製品は、空焚きによるものとみられる熱交換器の変色、循環パイプ近傍のサーミスター樹脂部の熔融、循環パイプを接続するゴムパイプの焼損が認められた。</p> <p>○空焚き安全装置は、サーミスターのリード線2本が端子部で別のリード線を用いて短絡されており、空焚きになっても燃焼が停止しない状態であった。</p> <p>●当該製品の空焚き安全装置が改造されていたため、浴槽の水が抜けて空焚きとなった際、空焚き安全装置が作動せず、燃焼が継続し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品は借家に設置されており、修理履歴等は確認できず、空焚き安全装置の改造を実施した者は不明であった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
67	A201001128 平成23年3月2日(北海道) 平成23年3月28日	石油ストーブ(密閉式)	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため電源を切った。しばらくすると当該製品後方から出火する火災が発生し、当該製品が焼損した。	<p>○当該製品は、2台のファンコンベクターに繋いだ当該製品の給湯機能を使用しており、通常、湯温設定を40℃にしていた。</p> <p>○当該製品に接続されている排気管は、本体接続部付近で熱変色があり、断熱クロスに焼損が認められた。</p> <p>なお、給気管には焼損が認められなかった。</p> <p>○給湯側熱交換器や燃焼室内には、多量のスス付着があり灯油臭がした。また、燃焼室内の燃焼リングに柔らかいススが付着していた。</p> <p>○他の部品には、焼損などの異常は認められなかった。</p> <p>○前月中旬頃から安全装置(途中消火エラー)で自動停止することが何度かあったが、点検を行わずに使用を継続していた。</p> <p>●当該製品は、使用者が不調を知りながら使用を継続したことにより、途中消火が繰り返され、給湯側燃焼室内に、多量の柔らかいススが付着してポット内の灯油が染み込み、バーナー燃焼時に引火して排気とともに排気管に達して排気管が過熱され、外部の断熱クロスも過熱されて出火し、火災に至ったものと推定される。</p>	
68	A201001129 平成23年3月11日(福岡県) 平成23年3月19日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品に点火後、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	<p>○使用者は、点火(電子点火)後、当該製品の炎が大きくなったため、あわててタオルや座布団を掛けて消火を試みたが、それらに着火して火が大きくなり消火できなかった。その後、「スピード消火」ボタンを押した。</p> <p>○当該製品の燃焼筒は、部分的にススの付着が認められた。</p> <p>○当該製品の芯に、タール付着等の異常は認められなかった。</p> <p>○カートリッジタンクの口金はロック位置まで締められており、固定タンクに灯油漏れは認められなかった。</p> <p>●当該製品の燃焼筒がずれていたため、異常燃焼を起こして立炎状態になった際、使用者が消火のため当該製品にタオルなどを掛けたためにタオルに着火し、火災に至ったものと推定される。</p>	
69	A201100019 平成23年3月25日(東京都) 平成23年4月8日	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷2名) 建物が全焼し、周辺の10棟を延焼する火災が発生し、2名が負傷した。現場に当該製品があった。	<p>○使用者は、芯調節つまみを回して当該製品を消火し、給油後、給油口を上にしてカートリッジタンク(ワンタッチ式)を当該製品付近まで運んだが、カートリッジタンクを当該製品のどこかにぶつけた際、灯油がこぼれて引火した。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、天板は落下物により変形していた。</p> <p>○当該製品の芯調節つまみ及び芯は、弱火力程度の燃焼位置であった。</p> <p>○カートリッジタンクは、全体的に腐食しているものの給油口蓋は完全に閉まっており、ロック機構に異常は認められなかった。</p> <p>●使用者が当該製品への給油時に芯調節つまみを消火位置まで回さなかったため、当該製品の燃焼が継続し、給油後カートリッジタンクを当該製品に戻す際、カートリッジタンクからこぼれた灯油に引火し、火災に至ったものと推定されるが、カートリッジタンクの給油口蓋のロック機構に異常は認められなかったものの、事故当時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
70	A201100035 平成23年4月4日(長崎県) 平成23年4月14日	ガス栓(LPガス用)	(火災) 当該製品に接続されたガスこんろに点火した際、ガスこんろの後方から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の左側ガス栓にはガス炊飯器のゴム管が取り付けられた迅速継手が接続され、右側ガス栓にはガスこんろのゴム管が接続されていた。 ○当該製品は、つまみの一部が焼損していた。 ○当該製品は、性能試験(漏洩試験、ヒューズ作動試験)において、異常は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた迅速継手は、摺動環が未接続の位置で焼損していた。 ●当該製品に接続された迅速継手が不完全な接続状態であったため、当該製品と迅速継手の接続部からガスが漏れてガスこんろ点火時の火花が引火し、火災に至ったものと推定される。 	・A201100063(迅速継ぎ手)と同一事故
71	A201100053 平成23年3月25日(長崎県) 平成23年4月19日	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名) 就寝中、息苦しくなったため確認したところ、当該製品から出火する火災が発生しており、建物が2棟全焼、1棟が延焼し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品をライターで点火して隣室で就寝したが、当該製品を消火したか否かは確認できなかった。 ○燃烧筒の内部は背面側に顕著にススが付着しており、正面側と背面側ではススの付着具合に違いが認められた。 ○芯調節器及び下側反射板裏面の右側に多くのススが付着していた。また、芯調節器の右背面側にあるガス抜き弁(対震自動消火装置作動時の固定タンクの内圧開放弁)付近にススが固着していた。 ○芯調節器内部のピン穴位置から、芯は上部に出た状態(燃烧位置)であった。 ●当該製品の燃烧筒がずれた状態となっていたため異常燃烧となり、炎が燃烧筒下部から溢れて本体下部の固定タンクが熱せられ、芯調節器のガス抜き弁から出た気化した灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。 	
72	A201100063 平成23年4月4日(長崎県) 平成23年4月22日	迅速継ぎ手(LPガス用)	(火災) 当該製品が接続されたガスこんろの後方から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、ガス炊飯器のゴム管がホースバンドで取り付けられ、2口ヒューズガス栓の左側の迅速継ぎ手用接続口に接続されていた。右側ガス栓のゴム管口にはガスこんろのゴム管が接続されていた。 ○当該製品の摺動環が未接続の位置で焼損していた。 ○当該製品が接続されていた2口ヒューズガス栓は、ガス台から120～130mmの高さに設置されていた。 ○事故現場と同程度の高さのガス栓に、ゴム管を取り付けた当該製品の同等品を接続したところ、湾曲したゴム管により同等品がガス栓に押し付けられて、摺動環が未接続の位置でも同等品がガス栓から外れることはなかった。また、摺動環が未接続の位置でガス栓との接続部からガス漏れが認められた。 ●当該製品のガス栓への接続が不完全な接続状態であったため、当該製品とガス栓の接続部からガスが漏れてガスこんろの点火時の火花が引火し、火災に至ったものと推定される。 	・A201100035(ガス栓)と同一事故

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
73	A201100082 平成23年4月18日(福岡県) 平成23年4月28日	屋外式(RF式)ガス 給湯付きふろがま (都市ガス用)	(火災) 当該製品で風呂の追い焚きをしたところ空焚きとなり、当該製品が焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の風呂熱交換器や循環管に過熱による変色が認められた。 ○風呂熱交換器に取り付けられている空焚防止装置(風呂過熱感知スイッチ)は、樹脂部が溶融していた。 ○当該製品の安全装置回路の配線が端子接続部で接続位置が変更されており、風呂過熱感知スイッチ回路と湯沸過熱感知スイッチ・温度ヒューズ回路が形成されない状態であった。 ○当該製品のガス接続口から器具栓まで及び器具栓からバーナー炎孔までガス漏れはなかった。 ○当該製品には、修理業者による5回の修理履歴があった。 ●当該製品の安全装置回路の配線が修理業者により端子接続部で接続位置が変更され、風呂及び給湯の過熱防止装置が働かないよう改造されていたため、何らかの理由により空焚きとなった際、過熱防止装置が機能せず火災に至ったものと推定される。 	
74	A201100167 平成23年5月24日(富山県) 平成23年6月3日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 建物が全焼する火災が発生し、出火元である台所に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品のこんろ上に電気炊飯器を載せてガスこんろを点火した。 ○当該製品のこんろの上に焼損した電気炊飯器の釜が確認できた。また、電気炊飯器の電源プラグはコンセントに差し込まれていなかった。 ○当該製品は、焼損が著しくつまみなどの樹脂部品は焼失していた。 ●使用者が当該製品のこんろの上に電気炊飯器を載せて、当該製品のこんろを点火したため火災に至ったものと推定される。 	